

## エコプロ 2024 兵庫県ブース 出展規約

出展企業は、(公財)ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という）が定める本出展規約及び展示会において定められた規約を遵守しなければなりません。これらに違反しているとセンターが判断した場合、その時期を問わず出展申込のお断り、または出展決定の取消、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。また、これにより発生するすべての損害に対し、補償を行いません。

### 1 応募条件

- (1)ひょうご産業SDGs認証企業 及び 認証申請中又は令和6年11月公募に申請予定の企業であること。
- (2)展示会の会期中は、開始時刻から終了時刻まで、原則として担当者を展示ブースに配置すること。
- (3)出展者及び内容が、関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、特定の政治思想や啓蒙活動に関連すると思われるもののほか、展示会の趣旨にそぐわないとセンターが判断した場合、出展受付は無効とし、発生する損害等に対し、センターは一切の責任を負わないものとします。

### 2 出展者決定

出展を希望する企業は、センターが指定する申込書を期限までに提出するものとします。応募者多数の場合は、申込内容等に基づきセンターにおいて選考を行い、出展企業を決定します。

### 3 出展料の請求と支払い

センターは、出展者として決定した者に出展料を請求します。支払はセンターが指定する期日までに、指定の金融機関口座への振込によるものとし、振込手数料は出展者が負担するものとします。

### 4 出展のキャンセル

センターが出展者を決定した後、原則として出展キャンセルは認めません。ただし、やむなく出展キャンセルを希望される場合は、取消理由書（文書）を提出し、センターの了承を得るものとします。申込者の事由により出展をキャンセルした場合、センターは出展料の全額を請求することができる。

### 5 兵庫県ブース内の出展位置の決定

各出展者の展示ブース位置は、形状・出展内容などを考慮してセンターが決定します。

### 6 展示物の管理と免責

展示物及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生じる損失または損害について、センターは一切の責任を負いません。

### 7 法的保護等

展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルについては、センターは一切の責任を負いません。知的財産権等は出展者の責任において対応するものとします。

### 8 展示会の開催中止・会期変更・出展の辞退

天災や疫病、その他不可抗力により展示会が開催困難となった場合、展示会主催者は開催期日の変更、短縮もしくは中止することがありますが、生じた一切の損害についてセンターは責任を負いません。また、天災、その他不可抗力によりセンターの判断で出展を辞退する場合も同様に取り扱います。

### 9 個人情報取り扱い

センターが共同出展において取得した出展者の個人情報は、センターにて厳重に管理した上で下記のとおり利用させていただく場合がございます。

- (1)展示装飾業者と情報共有し、必要に応じて展示装飾業者の担当者より、出展者に直接連絡をとらせていただくことがあります。
- (2)センターで実施する事業案内等に利用させていただくことがあります。

### 10 特記事項

- (1)出展に係る各種手続き（出展申込等）、及び展示装飾業者の選定・交渉はセンターが行います。
- (2)兵庫県ブース出展者説明会にご出席願います。（日程は後日通知）
- (3)会場では、センター職員の指示等に従い運営を行っていただきます。
- (4)会期終了後に出展成果（来訪者数、商談件数等）に関する調査を実施しますのでご協力ください。